

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪 無 罪					有罪に係る人員及び金額					
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金 人 員 金 額				
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	X	-	申告所得税
		X	-	X	X	-	-	-	-	-	X		X	X	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	-	法人税
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	X	-	その他
		X	X	X	X	-	-	-	-	-	X		X	X	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	3	-	合 計
		X	X	3	3	-	-	-	-	-	4		4	34,600	

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 - X	第 159 条	外 - -	ほ脱犯規定	外 - X
第 244 条	外 - -	第 164 条	外 - -	両罰規定	外 - X
合計	外 - X	合計	外 - -	合計	外 - X

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分		
			免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒製造者	酒販売業者														
要件 処理数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処理数
	検挙	外	4	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙	
処理 件 数	通告処分	外	4	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処理 件 数
	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告収税官吏	
		発その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	発その他	
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前 公訴権消滅	
本年度未 処理未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 処理未済件数	
犯則に係る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る 額	
通告処分 罰金相当額	外	198	-	-	198	-	198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	罰金相当額
	外	33	-	-	33	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	罰金相当額	

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分								
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件処	
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	検挙	理数	
処 理 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通告処分	処 理 件 数	
	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		告収税官吏
		発その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		その他
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
	処分前 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前 公訴権消滅		
本年度未 処理未済件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未 処理未済件 数			
犯則に係る 税額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る 税額		
通告処分 罰金相当額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	198	通告処分 罰金相当額	33		

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分			酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
			免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯				計	
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 繰越履行未済	要 履 行 件 数	
		外	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		通告処分
		外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		計
履 行 等 件 数	通告不履 行による	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履 行による	履 行 等 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		通告後 消滅
		外	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		通告履 行
		外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		計
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 告 履 行 罰 科 金 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	198	通 告 履 行 罰 科 金 額	
		33	-	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33		

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの																					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																												
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第56条第1項 第 1 号	外4 1	3,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外4 1	3,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	外4 1	3,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外4 1	3,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第3号	-	” 第3号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	” 第4号	-	” 第4号	-
” 第4号	-			” 第4号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
” 第2号	-	第15条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	” 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	” 第2号	-
				第24条	-	” 第2号	-	” 第3号	-
				第25条第1号	-	” 第3号	-		
				” 第2号	-				
				” 第3号	-				
				” 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				” 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。